



平成30年度“子どもの冒険ひろば”補助事業実施団体募集要項

1. 事業目的

身近な地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育む場である、「子どもの冒険ひろば」（以下「冒険ひろば」という。）の拡大・充実を図るとともに、市町や地域団体等との連携・協力を進めることで地域ぐるみの子育てを推進する。

併せて、ひろば体験を通じて子どもたちの“ふるさと意識”を醸成することを目的として、冒険ひろばの新規開設・運営に取り組むNPOや青少年団体・グループ等を支援する『子どもの冒険ひろば』補助事業」を実施する。

2. 対象事業

子どもたちが、“自らの責任で自由に遊ぶ”ことを原則に、土や木、水、火等の自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる冒険ひろばを県内各地の空き地や公園の一部など野外空間を活用して開設・運営するもので、次の条件を満たしているものを対象とする。

- (1) 常設ひろば（※）を1箇所必ず開設することとし、**平成31年3月31日までに6回以上実施すること**（1回の実施時間は、3時間以上とする）

※常設ひろばとは、あらかじめ定めた場所で開設し、原則として月1回以上実施するものをいう。

- (2) 出前ひろば（※）の開設にも努めること

※出前ひろばとは、主体的あるいは地域団体等と協力して、臨時的に場所を確保して実施するものをいう。

- (3) 開設する冒険ひろばでは現場運営を担うプレーリーダーを必ず配置すること。

3. 募集団体数

概ね10団体

4. 応募資格

兵庫県内に活動拠点を置くNPOや青少年団体・グループ等（以下「実施団体」という。）であって、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 代表者及び主たる事務所（*1）を定めていること
- (2) 構成人員が5人以上であること
- (3) 宗教又は政治・営利活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと
- (4) 業務を遂行する能力を有していること（*2）

（*1）電話やFAX、メールを備えていること。

（*2）少なくとも次の要件は満たしていること。

- ① 活動内容や、予算・決算に関する決定機関（総会、スタッフ会、役員会、世話人会など）を有していること。
- ② 会計関係帳簿類を整備していること。必要があれば提出できること。

5. 募集期間

平成30年10月9日（火）～平成30年10月22日（月）（必着）

6. 応募方法

事業計画書等の所定の書類を下記の問い合わせ先まで持参または郵送してください。

(1) 提出書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書（別記） ※収支の計画はできるだけ詳細にご記入ください。
- 事業計画書（別紙1-1, 1-2, 1-3, 1-4）
- 団体概要書（別紙2）
- 定款または会則の写し・役員名簿または構成員名簿・プレーリーダー名簿（任意様式）
- 開催場所の現況写真（全体の様子が見えるもの、複数にわたっても結構です。）
- 開設場所の周辺の様子が見える地図（住宅地図・平面図など）

(2) その他

- ① 今回の応募にかかる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- ② 応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。

7. 補助団体の決定

青少年本部において応募書類を審査の上、補助団体を決定します。
なお、決定は10月末を予定しています。

8. 補助金の交付等

補助金交付申請書を確認のうえ、交付決定通知書により補助金交付決定額をお知らせします。

(1) 補助対象期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日までとします。

(2) 補助金額

- ① 常設ひろばにおいて6回実施：15万円を上限に補助
- ② 7回以上実施：実施1回につき1万円を上限に加算。ただし、事業予算の範囲内で調整あり。（※）
※②についての実施回数は、常設ひろば・出前ひろばを区別しないものとする。

運営資金が不足する場合には、補助金の概算払いを受けることができます。ただし、概算払いの上限は15万円とし、残額は精算払いとします。

(3) 補助対象経費

冒険ひろばの開設・運営に必要な適正な経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料など）とします。

<補助対象経費>

科目	例
謝金	プレーリーダーに対する謝金、外部講師謝金
旅費	プレーリーダーに対する旅費、ひろばの活動に要するひろば関係者旅費 外部講師旅費
需用費	物品購入費（ひろばの活動に使用する物品の購入費）、印刷費（チラシ印刷費、 コピー代）、消耗品費（文房具、活動に要する材料費、写真代） など
役務費	郵券代、運送料、保険料（ボランティア保険料 等） など
使用料	会場使用料 など

<補助対象とならない経費の主なもの>

科目	例
謝金	<u>団体事務局の通常業務（冒険ひろば以外）の謝金</u>
旅費	<u>団体事務局の通常業務（冒険ひろば以外）の旅費</u>
需用費	食糧費、食材費 ※但し、熱中症対策のための飲料は除く 交際費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費） 事業効果が間接的な物品の購入費（事務器機（椅子、机等）、テレビ・ビデオ装置、 自動車等） 日常のひろば活動で使用しない、年に1、2回程度の使用物品購入費（祭りのみ こしや季節用品等）
備品購入費	購入価格が10万円以上の物品の購入費（分割払いも不可とする）
その他	事務所経費（家賃、水道光熱費、電話代等） 事業の着工予定年月日より以前に支払った経費

9. 留意事項

- (1) 冒険ひろばにおける不慮の事故等の補償については、実施団体が独自に加入する保険等により対応してください。
- (2) 「ひろば交流会」や、「活動報告会」等には、原則参加していただきますようお願いします。
- (3) 当該事業に関連の深い青少年本部が実施する事業については、できるだけ参加するようにお願いします。
- (4) 不明な点があれば、青少年本部と協議してください。

10. 問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館8階
公益財団法人兵庫県青少年本部 活動支援部 西原・中村
電話078(891)7410 ・ FAX078(891)7418